

いじめ問題への対応指針

平成29年10月改定

第1 学校におけるいじめ問題への基本姿勢

- 1 日頃から生徒の発する小さなサインを見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める
- 2 いじめを受けている生徒に対して学校が支援し、安心感を与えるように努める
- 3 いじめる生徒に対しては、「いじめは人間として許されない」ことを毅然とした態度で指導する
- 4 「いじめ問題は簡単に解決しない」と認識し、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う
- 5 生徒の発する小さなサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応するように努める

第2 具体的行動指針

いじめを起こさない学級・学校づくりに努めるため次の目標にむけて努力する

- ① 生徒が互いに支え合い、学び合う集団づくり・仲間作り
 - ・ 構成的グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニングなどを取り入れた、望ましい人間関係づくり
 - ・ 生徒が主体となる生徒会活動等の充実
 - ・ 意見を出し合う場の設定
- ② 生徒が「学ぶ楽しさ」や「分かる喜び」を実感できる授業づくり
 - ・ 教える授業から学ぶ授業への転換を図り、一人一人が学ぶ楽しさや成就感・達成感を味わう機会の提供
 - ・ 生徒が主体的な学びを進め、共同的な活動を通して「分かる」喜びを実感できる授業づくり
 - ・ よい点は褒め、改善点は指摘
 - ・ 興味関心を抱き、継続していけるような働きかけ
 - ・ 達成感を感じられる学び直しの機会を設定
- ③ いじめを許さない毅然とした指導
 - ・ 人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開する。「いじめは人間として許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させ、教職員自らもそのことを自覚する
 - ・ 誰でもいじめの対象になり得るという認識に立って、教職員間の連携を密にし、顔色などの表情の変化や急に無口になるなどの態度の変化をはじめ、生徒が発する小さなサインを見逃さないように努める

④ 心の教育の充実

- ・ 学校の教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導する
特に、心の教育を通して指導の充実を図る（読書の奨励実践・道徳教育の更なる充実）
- ・ アクティブラーニング型の授業、係や委員会・掃除当番等の活動を通し、有用感を持たせる取り組みを促し、自尊感情を高める指導に努める
- ・ 奉仕活動・体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものにする教育活動を取り入れるようにする
- ・ 言葉遣いの指導

⑤ 校内研修の実施

- ・ いじめ問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るため、未然防止に関する校内研修の一層の充実を図る

⑥ 家庭との連携

- ・ 開かれた学校作りに努め、家庭との協力関係を築いていく（事案の情報を共有する・保護者面談の実施）

第3 いじめの早期発見、早期対応への努力

- いじめは「どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」問題であることを十分認識する
- 教師と生徒、生徒同士の信頼関係を深める。普段から、互いに相談しやすい関係づくりに努める
- 定期的な教育相談の実施や気になる生徒へは個別面談を行うなど、相談体制の充実を図る
- 日ごろから教職員同士や生徒、保護者からの情報をキャッチしやすいように連携を深め、教師の気付かない（潜在的な）いじめが起きていないかを情報収集に努める
- 日ごろから多角的・多面的な生徒理解に努める（アンケート・個別面談・ノルティなどの活用）
- 生徒や保護者からの情報があったときは、真剣に耳を傾け速やかに対応する
また日頃からコミュニケーションを心がけ、よりよい関係づくりに努める
- いじめの問題が生じた場合は、担任等が抱え込まないよう組織で対応する
また保護者への説明は迅速に、丁寧に行う
- 遅刻・欠席・登校しぶりが急に見られるようになった生徒には、保護者と連携を図りながら迅速に対応をする

第4 「いじめ」問題への具体的対応

1 生徒への対応

- いじめられている生徒の話をも十分に傾聴し、心のケアに努める

- 心理的ないじめの繰り返しやふざけの延長など、いじめの事実確認は困難な場合もあるが、日常の観察を注意深く行う
- 個々のトラブルの解決だけでなく、被害にあった生徒と加害生徒らとの交友関係修復にも配慮する
- 教職員の目を避けて発生するトラブルに対処するため、いじめに関与していない生徒からも事情を聞き、実態を的確に把握する
- いじめ行為は単なるいたずらや遊びの範疇に属するものとは言えず、時として重大な結果（自殺）が生じる恐れがあることを認識・理解させ、直ちにやめるよう厳重に指導し、学年集会・学級指導等による学年・全校生徒に周知を図る
- 被害にあった生徒には継続的に面接等の機会をもつ
- 指導の結果が表れているかを注意深く観察し、報告・連絡・相談・確認を徹底する

2 保護者への対応

- できる限り保護者とは直接会って話を聴き、また事実を正確に伝えるよう努める
- いじめを解決するという学校（教師）の姿勢を示し、保護者の理解と協力を求める
- いじめられている生徒の保護者には、生徒の家庭での言動の観察を依頼する
また、いじめている側の生徒の保護者には、保護者と連携して指導を継続していくことを確認して進める

第5 事後対応

- 1 被害者と加害者の生徒の経過をしっかりと観察する
 - ・ 被害者の心のケアを継続する
 - ・ いじめ問題が解決したと思われた後も、定期的に話し合う機会を持つ
 - ・ 保護者へのアプローチを常に念頭に置き、関係を密にし、連携の継続性を図る
- 2 これまでの援助・指導の方針について再検討する
 - ・ 情報を集約して、定期的に検討する機会を持つ
 - ・ 委員会で検討したことを、全教職員で共通理解する
 - ・ いじめ問題が本当に解決したと判断してよいか検討する
- 3 再発防止策を考え実践する
 - ・ 教育相談体制を整備する
 - ・ いじめ防止に向けて、家庭ぐるみの対策を推進する
 - ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者にも伝えていく
- 4 実践的な校内研修を実施する
 - ・ いじめ問題について教職員の共通理解と指導力の向上を図るため、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など、実践的な内容を持った校内研修を継続的に実施していく